第五節　財務及び会計

（事業計画の記載事項）

第二十七条　法第七十条第一項の事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一～三　略］

四　受信契約件数

(1)　有料契約見込件数（次のそれぞれについて、前年度の契約件数を付記して前年度との比較増減を記載すること。）

年度初めの契約件数

年度内の新規契約件数

年度内の解約件数

年度内の増加（又は減少）契約件数

(2)　受信料免除見込件数（有料契約見込件数に準じて記載すること。）

［五・六　略］

（業務報告書の記載事項）

第三十条　法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

［一　略］

二　放送番組の概況（番組関連情報の概況及び業務規程の遵守状況を含む。）

［三～十二　略］

（区分経理の方法）

第三十二条　協会は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一　法第二十条第一項及び第二項の業務（次号に掲げるものを除く。）　一般勘定

二　有料任意的配信業務　有料任意的配信業務勘定

三　法第二十条第三項の業務　受託業務等勘定

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、必要的配信業務（法第二十条の三第一項に規定する必要的配信業務をいう。以下同じ。）に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　放送番組の配信に係る費用

二　番組関連情報の編集及び配信に係る費用

3　協会は、第一項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　二号業務に係る費用

［削る］

二　法第二十条第二項第三号の業務（以下「三号業務」という。）に係る費用

4　協会は、有料任意的配信業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　二号業務に係る費用

二　三号業務に係る費用

5　協会は、前各項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。

第五節　［同上］

（事業計画の記載事項）

第二十七条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

(1)　［同上］

(2)　受信料免除見込件数

有料契約見込件数に準じて記載すること。

［五・六　同上］

（業務報告書の記載事項）

第三十条　［同上］

［一　同上］

二　放送番組の概況

［三～十二　同上］

（区分経理の方法）

第三十二条　［同上］

一　［同上］

二　有料インターネット活用業務　有料インターネット活用業務勘定

三　［同上］

［新設］

2　協会は、前項第一号に掲げる業務のうち、受信料財源インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　［同上］

二　二号業務のうち、常時同時配信等業務に係る費用

三　［同上］

3　協会は、有料インターネット活用業務に係る経理については、次に掲げる事項を明らかにして整理しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

4　協会は、前三項の規定により、業務ごとに区分して経理を整理しようとするときは、当該業務に係る費用について、別表第二号の二に掲げる方法によるほか、適切な方法により整理しなければならない。